

千葉県保健医療計画に基づく病床配分について

平成 31 年 2 月 8 日

千葉県健康福祉部医療整備課

電話 043-223-3884

平成 30 年 4 月、県では千葉県保健医療計画の改定を行いました。この結果、一般病床及び療養病床にあっては、千葉、東葛南部及び東葛北部医療圏で病床の不足が生じました。

平成 30 年 6 月から 8 月までの間、病院の新設・増設に係る整備計画を募集し、多数の応募があったことから、医療審議会等の意見を聴取した上で、病床配分を実施しました。

1 医療圏別の応募状況及び配分状況

別紙 1、別紙 2 のとおり

2 病床配分の考え方

別紙 3 「千葉県保健医療計画（平成 30 年 4 月改定）における不足病床の配分の考え方等について」を前提に、千葉県保健医療計画との整合性や整備計画の内容・熟度等を勘案し配分しました。

《参考》経緯

平成 30 年 4 月	千葉県保健医療計画の改定
平成 30 年 5 月	第 1 回千葉県医療審議会病院部会 (配分方針についての意見聴取)
平成 30 年 6 月 13 日～8 月 20 日	整備計画書の受付
平成 30 年 10 月	整備計画書のヒアリング
平成 30 年 10 月～11 月	地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（応募者による整備計画説明）
平成 31 年 1 月	第 2 回千葉県医療審議会病院部会 (個別の配分についての意見聴取)

病床配分に係る整備計画書応募状況及び配分状況

1 一般・療養病床 (二次保健医療圏別)

項目 二次保健医療圏	配分可能 病床数 (※)	応募状況	配分病床数
千葉	465床	818床(9者)	465床(6者)
東葛南部	583床	784床(8者)	583床(7者)
東葛北部	753床	1,362床(13者)	753床(10者)
計	1,801床	2,964床(30者)	1,801床(23者)

(※)配分可能病床数は、平成30年10月1日現在の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数となるため、公募時の予定数（平成30年4月1日現在）とは異なっている。

項目 二次保健医療圏	当初配分予定病床数 (平成30年4月1日現在)	返上等	配分可能病床数 (平成30年10月1日現在)
千葉	430床	35床	465床
東葛南部	542床	41床	583床
東葛北部	682床	71床	753床
計	1,654床	147床	1,801床

病床配分一覧

千葉保健医療圏

	医療機関名	開設予定地	既存病床数	配分病床数
1	医療法人社団鎮誠会 (仮) 千葉リハビリテーション病院	千葉市中央区	新規開設	120床
2	医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター	千葉市中央区	315床	33床
3	一般社団法人巨樹の会 千葉みなとリハビリテーション病院	千葉市中央区	156床	24床
4	医療法人社団幸有会 幸有会記念病院	千葉市花見川区	122床	28床
5	医療法人社団晴山会 平山病院	千葉市花見川区	166床	80床
6	医療法人白百合会 鶴岡病院	千葉市美浜区	新規開設	180床
千葉保健医療圏の合計				465床

東葛南部保健医療圏

	医療機関名	開設予定地	既存病床数	配分病床数
1	医療法人愛の家 高根台病院	船橋市	95床	5床
2	船橋市立医療センター	船橋市	467床	34床
3	医療法人静和会 (仮) 船橋三咲リハビリテーション病院	船橋市	新規開設	339床
4	医療法人社団紺整会 船橋整形外科病院	船橋市	91床	75床
5	医療法人沖縄徳洲会 千葉徳洲会病院	船橋市	391床	56床
6	医療法人社団愛友会 津田沼中央総合病院	習志野市	300床	14床
7	一般社団法人巨樹の会 八千代リハビリテーション病院	八千代市	180床	60床
東葛南部保健医療圏の合計				583床

東葛北部保健医療圏

	医療機関名	開設予定地	既存病床数	配分病床数
1	社会医療法人社団木下会 千葉西総合病院	松戸市	608床	72床
2	医療法人社団寿光会 松戸牧の原病院	松戸市	80床	100床
3	一般社団法人巨樹の会 松戸リハビリテーション病院	松戸市	120床	60床
4	医療法人社団全生会 江戸川病院	野田市	285床	160床
5	医療法人深町病院	柏市	73床	12床
6	(仮) 柏南部地域病院	柏市	新規開設	104床
7	医療法人社団協友会 柏厚生総合病院	柏市	318床	102床
8	医療法人社団誠高会 おおたかの森病院	柏市	247床	35床
9	社会医療法人社団螢水会 名戸ヶ谷記念病院	柏市	新規開設	100床
10	医療法人社団ますお会 柏の葉北総病院	流山市	112床	8床
東葛北部保健医療圏の合計				753床

病床の整備計画の公募について

県では、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年において、目指すべき医療提供体制を示す「地域医療構想」の実現に向けた具体的な実行計画となるよう、平成30年4月に千葉県保健医療計画を全面改定したところです。

改定において、基準病床数の見直しを行ったところ、一般病床及び療養病床にあっては千葉、東葛南部及び東葛北部の二次保健医療圏において、病床の整備が必要となりました。

そこで、保健医療計画における医療提供体制の整備方策に沿う病床の整備計画について、既存病床数を時点修正（平成30年4月1日時点）の上、公募を行うこととしましたのでお知らせします。なお、実際の病床配分においては、平成30年10月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足する病床数を整備することとします。

1 公募の対象医療圏及び病床数

一般病床及び療養病床

千葉医療圏 430床

東葛南部医療圏 542床

東葛北部医療圏 682床

※上記の病床数は、平成30年4月1日時点の既存病床数と基準病床数を比較し、不足している病床数です。

2 応募条件

下記3の「不足病床の配分の考え方等」に沿う病床の整備計画であること。

3 不足病床の配分の考え方等

「千葉県保健医療計画（平成30年4月改定）における不足病床の配分の考え方等について」（千葉県医療審議会病院部会了承済）

一般病床及び療養病床

- ① 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画（平成30年4月改定）における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- ② 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。

ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。

- ③ 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- ④ 平成34年3月末までの整備又は着工を条件とする。

記

優先順位

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床※
イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 平成 29 年度病床機能報告結果（別添一覧表のとおり）等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能に係る病床のこと。

4 提出書類及び提出方法

- ・ 病院開設（増床）計画書 有床診療所開設（増床）計画書
を正副 2 部（応募に必要な説明事項及び添付書類は、ダウンロードしたファイル（ワード）の別紙参照）
- ・ 提出先：千葉県健康福祉部医療整備課（千葉県庁本庁舎 13 階）
電話 043-223-3884
- ・ 提出期限：平成 30 年 8 月 20 日（月）
※提出は持参にてお願いします（郵送不可）。持参は予約制としますので、事前に電話にて日時を調整いただくようお願いします。

5 今後のスケジュール

計画書の提出後、別途指定する日程においてヒアリングをします。

応募者には、開設等を計画している病院等の所在地が属する医療圏に設置されている「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」等において、計画の概要書に基づき、事業計画を説明していただくことになります。

なお、計画の概要書の作成方法については応募者に対して、後日御説明します。